

令和8年4月から

# きっずる一む県庁別館 の 利用方法（料金等）が変わります

## ① 1時間あたりの料金 **340円／時間**

- ・ 1時間あたり340円とし、利用が1時間を超える場合は1時間ごとに340円を加算します  
(例) 8:00～10:00 利用 …2時間 … 680円  
8:00～10:15 利用 …2時間15分 …1,020円  
8:00～11:00 利用 …3時間 …1,020円
- ・ 後日、山梨県の発行する納入通知書により、山梨県指定の金融機関の窓口で納めていただきます  
(令和8年9月からは、コンビニやインターネットでの納付が可能になる予定です)
- ・ 月初めから月末までの利用実績分を翌月にまとめて請求します
- ・ 指定の期日までに支払いがない場合は、支払いが確認できるまでの間の予約及び利用はできません

## ② 月額料金(職員のみ利用対象) **41,400円／月**

- ・ 月の初日から月末までの料金です。予約時に月単位の利用を希望することをお申し出ください。
- ・ 月途中から利用する場合や利用しない日があった場合でも月額料金の日割計算は行いません。
- ・ 原則として3歳児までが対象です。

## ③ 予約可能期間

- ・ 一般の利用者の予約可能期間は、利用日の1か月前から利用の前日までになります  
(当日の予約はできませんのでご注意ください)
- ・ 職員の予約可能期間は、利用日の3か月前の月の初日から当日までになります(変更なし)

[問い合わせ先]

きっずる一む県庁別館

電話:080-1352-9387 (予約もこちらです)

山梨県総務部職員厚生課 厚生給付担当

電話:055-223-1378

→きっずる一む県庁別館 HP はこちら

